

社会福祉法人萩市社会福祉事業団 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人萩市社会福祉事業団定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬等について定める。

(会議等出席報酬)

第2条 役員等が評議員会、理事会、監査会、その他会議等に出席したときは、別表により報酬を支払うことができる。

(非常勤の理事の出務報酬)

第3条 非常勤の理事が前条に規定する会議以外において、法人業務のため出務した場合は、次により報酬を支払うことができる。

(1) 半日以内の出務の場合 5,000円（交通費の実費弁償費を含む）

(2) 半日を超える出務の場合 10,000円（交通費の実費弁償費を含む）

2 前項の出務と第2条に規定する会議が同一日となった場合は、第2条に規定する報酬及び第5条に規定する交通費の実費弁償費は支払わないものとする。

(理事・監事の報酬総額の限度額)

第4条 理事・監事の各年度の報酬総額の限度額は、708,000円とする。

(実費弁償費)

第5条 役員等が評議員会、理事会及び監査会に出席した場合は、実費弁償費を支払うものとする。

2 交通費の実費弁償費の額は次のとおりとする。

(1) 片道5キロ以上10キロ未満 500円

(2) 片道10キロ以上20キロ未満 1,000円

(3) 片道20キロ以上 2,000円

(報酬及び実費弁償費を支払わない役員等)

第6条 第2条から第5条までの規定に関わらず、萩市長、萩市教育長及び萩市職員である役員等並びに法人職員である理事に対しては、報酬及び実費弁償費は支払わないものとする。

(規程の改廃)

第7条 本規程の改廃は評議員会の決議を受けなければならない。

附 則

1. この規程は、平成29年6月13日より施行する。

別表

役職	種別	評議員会	理事会	監査会	その他会議等
評議員	常勤				
	非常勤	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
理事	常勤				
	非常勤	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
監事	常勤				
	非常勤	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円